

令和 7 年 4 月 1 5 日 第 1 回定例会資料

議案第 1 号

1 議案名

徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則について

2 提案理由

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行う必要がある。

教育政策課

1 規則改正の理由

「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」の一部が改正され、職員の申告を考慮した勤務時間の割振り等を行うことができることとしたことにあわせて、所要の改正を行う。

2 規則改正の概要

職員の休憩時間について、正午から午後1時までと定めているところ、職員からの申告を考慮して所属長が適当であると認める場合等においては、休憩時間帯を変更することができるよう改める。

3 施行期日

公布の日

条例等立案表

題 名			課（室）名
徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則			教育政策課
担当者名			笠井陽菜
電話番号			三二〇八
提案（制定）理由	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部が改正されたことに伴い、所要の整備を行う必要がある。		
あらまし	一 職員の申告を考慮した勤務時間の割振り等を行う場合の休憩時間について、所要の規定を設けることとした。 二 この規則は、公布の日から施行することとした。		
関係法規	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年徳島県条例第三号） 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（人事委員会規則七―一）		
予算上の措置			
法令審査会	要・否	パブリックコメント	実施・省略・対象外

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年四月 日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県教育委員会職員服務規則の一部を改正する規則

徳島県教育委員会職員服務規則（昭和四十二年徳島県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中「午後一時まで」の下に「（勤務時間条例第六条第二項第二号又は第三号の規定に該当する場合は、同項の規定に基づき教育委員会が別に定めるところにより休憩時間として定める一時間）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正案			現行		
（勤務時間等） 第五条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和四十年徳島県条例第二十号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第一項本文及び第二項本文の規定の適用を受ける職員の勤務時間及び休憩時間（以下「勤務時間等」という。）は、次の表に掲げる勤務の種類のうちから教育委員会が指定するものとする。ただし、職務の特殊性等によりこれにより難い職員の勤務時間等については、教育委員会が別に定める。			（勤務時間等） 第五条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和四十年徳島県条例第二十号。以下「勤務時間条例」という。）第三条第一項本文及び第二項本文の規定の適用を受ける職員の勤務時間及び休憩時間（以下「勤務時間等」という。）は、次の表に掲げる勤務の種類のうちから教育委員会が指定するものとする。ただし、職務の特殊性等によりこれにより難い職員の勤務時間等については、教育委員会が別に定める。		
勤務の種類	勤務時間	休憩時間	勤務の種類	勤務時間	休憩時間
S勤務	午前七時三十分から午後四時十五分まで（休憩時間を除く。）	正午から午後一時まで（勤務時間条例第六条第二項第二号又は第三号の規定に該当する場合、合は、同項の規定に基づき教育委員会が別に定める一時間）	S勤務	午前七時三十分から午後四時十五分まで（休憩時間を除く。）	正午から午後一時まで
特A勤務	午前八時から午後四時四十五分まで（休憩時間を除く。）		特A勤務	午前八時から午後四時四十五分まで（休憩時間を除く。）	
A勤務	午前八時三十分から午後五時十五分まで（休憩時間を除く。）		A勤務	午前八時三十分から午後五時十五分まで（休憩時間を除く。）	
特B勤務	午前九時から午後五時四十五分まで（休憩時間を除く。）		特B勤務	午前九時から午後五時四十五分まで（休憩時間を除く。）	
B勤務	午前九時三十分から午後六時十五分まで（休憩時間を除く。）		B勤務	午前九時三十分から午後六時十五分まで（休憩時間を除く。）	
特C勤務	午前十時から午後六時四十五分まで（休憩時間を除く。）		特C勤務	午前十時から午後六時四十五分まで（休憩時間を除く。）	